

令和2年10月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和2年10月20日開会

丸亀市農業委員会

令和2年 10月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年9月18日(金) 午前9時30分～午前10時50分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主査 岩崎 正英
主任 中山 弘美
副主任 山根 大雅

その他の出席者

(一社) 全国農業会議 新聞業務部 次長 川崎 正太郎
(一社) 香川県農業会議 業務課長 太田 健司
農林水産課 主査 栗岡 宏樹

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. その他

報告

1. 定例農家相談開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第61号 農用地利用集積計画の決定について
議案第62号 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
議案第63号 非農地証明願について

報告

報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第22号 許可後の取消願について

●事務局長（小西裕幸君） 皆さん、おはようございます。本日はどうもありがとうございます。定刻より少し早いですが、本日は全国農業会議所、それから香川県農業会議から全国農業新聞の皆購読のお礼と購読促進についてお話にきていただいています。それでは、先にそちらの方の話をさせていただきます。お願いします

●香川県農業会議（太田健司君） 失礼します。皆さん、おはようございます。ご紹介いただきました香川県農業会議の太田と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。今日は農業委員会の開会前の貴重な時間ですが、お時間をいただきまして、ありがとうございます。今日は全国農業新聞ということで、皆様方には現場で人・農地の問題など、いろいろお忙しい中で全国農業新聞をご購読いただきまして、活用いただき、大変ありがとうございます。今日は、さらなる普及拡大、情報提供活動の強化ということで参りました。ただ今から、全国農業会議所新聞業務部の川崎次長より、お話をさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いたします。

●全国農業会議所（川崎正太郎君） おはようございます。貴重な時間をちょうだいしまして、ありがとうございます。全国農業会議所全国農業新聞の担当としてまいりました川崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。皆様には、皆購読、要するに農業委員、推進委員、皆様が新聞を読んでいただくということでご活用いただきまして、まことにありがとうございます。私どもの新聞、こういった農業委員会活動の中で活かしていただくということがまず1つの目標でございます。それを達成していただきまして、まことにありがとうございます。それから日々の皆様ご自身の農業経営、それから地域の活動がいろいろお忙しい中、推進していただきまして、まことにありがとうございます。全国農業新聞といたしましては、皆様の活動を助けることができるような、内容を編集しているというところです。本日、私の方から配りました資料としては、時間がないので、中までは説明いたしません、「みんなで頑張り情報提供活動」というモノクロのもの、それから、全国農業新聞とは、どういうことが載っているのかということで、表紙にゾウの漫画が書いてあるパンフレット、徹底解説パンフレット、それから、今さらながらの内容ですけれども、情報提供活動はどうしてやるのかということが書いてある水色の「意義と役割」という冊子、それから緑色の申し込み用紙をお持ちいたしました。全国農業新聞は、もう皆さんもお読みいただいているので、わかりますように、農業委員会のための新聞です。農業委員会でどういった活動をやります、どういった活動が全国で行われています、それらを皆様はもちろん読者の方々もお読みいただいて、こういった取り組みが全国で広まっている、

こういった内容をこれからやっていくんだということをお知らせする内容です。それはひとえに、皆さんが、もし、地域の中で、「人・農地プラン」の実質化でありますとか、農地利用の最適化の推進というものを取り組む時に、既にその地域の方々が、新聞を通じて「人・農地プラン」の実質化とは、こういうことなんだとか、農地利用の最適化というのは、どういうことをやると、うまく回るんだということ、もう既に基礎知識として知っていることでうまく活動しやすくなるというツールの1つと、道具の1つとして活用いただくという方法もあるということが言えます。特に、今年度から皆様のご意見を反映して紙面改定をいたしました。全ページカラーにただけではなくて、より現場の方々が活動している内容、より説明をしやすい参考資料になれるように、新聞紙面を進めております。特に、週1の新聞ですので、速報性というのは、弱いですが、その分腰を据えて、じっくり物事を見て、解説に力を入れた新聞ですので、そこを読者に勧めてください。娯楽性がもう少しあった方がという声もたまに聞きますが、現在のところ、活動に沿った内容というもので編集をしています。今後、皆様が普及推進も進めていただくことをお願いして回ってるところですが、読んでいただいて、もっとこうの方がいいよ、もっとこういう記事が欲しいよという声もどんどん挙げていただければ、我々編集関係者もこういう企画はどうだろう、こういう企画はどうだろうというふうに紙面内容が充実してまいります。もっと新聞がおもしろくて、使い勝手がよくて、いい内容になっていくと考えております。ぜひ、皆様のお声を聞かせていただき、多くの方々のご意見が集まるように、いろいろな方にご紹介いただければと思っています。総会の最初の貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。全国農業新聞、今後とも皆さんといろいろな活動を助けするよう、がんばってまいりますので、どうぞ今後とも、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

●香川県農業会議（太田健司君） 丸亀市農業委員会の皆様としては、部数については、対前年度比で見ますと、がんばっていただいているので、あらためて、お礼申し上げます。引き続き今年の年末に向けて、今年の部数の確保に向けて、ご尽力たまわれれば、幸いに存じます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございました。今後とも全国農業新聞の購読の促進に、皆さん、ご協力をよろしく願いいたします。それではお二方には次の会場がありますので、ご退席いただきます。ありがとうございました。それではお待たせしました。ただ今から、令和2年度10月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは開会に当たりまして、本日、机の上にお配りしました資料の確認をお願いいたします。まず、本日の総会の次第（裏面に定例農家相談の開催結果と次の日程）です。それから農業委員会だよりあいさつ文記入用紙、原稿用紙みたいな用紙です。それから農業委員・推進員研修会案内A4の1枚ものです。11月30日の研修会の案内となっています。それから、関係図書、薄い冊子になっております関係図

書を記載したものです。その中には必携とか手引きとか、既に渡しているものもあります。その他関係図書も載っております。もしも、必要なものがありませんでしたら、電話でもファックスでも構いませんので、直接全国農業会議所へ連絡していただけたら、送料の方は農業会議所が負担して、送っていただけるそうです。それから今の話にもありました全国農業新聞関係の書類となっています。資料は以上です。それでは活動記録簿を出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣の委員と確認しながら、本日の総会出席の記録をお願いいたします。持参されていない方は帰宅後、記入をお願いいたします。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、ただ今から10月定例総会を開会いたします。会長、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 皆様、あらためまして、おはようございます。きょうは久しぶりの秋晴れになりました。本当に農作業日和といえましょうか、屋内にいるのがもったいないような天気です。稲刈り、また、野菜等の植え付けなど、いろいろ忙しい中、10月の定例総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。先般9月の下旬になりますけれども、市の決算特別委員会というのが開かれたと局長からお聞きしました。聞きなれない委員会ですが、議員をメンバーとする20数名の委員から業務内容について進捗状況について厳しい質問があるそうです。農業委員会はたくさんの質問があったということをお聞きしております。その中の1つに遊休農地が最近目立ってきているということです。最近セイタカアワダチソウの黄色い花もたくさん咲いています。だんだん目につくようになってきています。農業委員会活動の中で、遊休農地の解消について目標面積を設けているのですが、それを達成していないということで農業委員会はどのような対応をしているのかとそういう質問があったと聞いております。遊休農地につきましては、大きな流れとして、非常に農業従事者が高齢化している。また、後継者がいないので農家の継承が難しくなっている。そういう中で、これからだんだんと遊休農地が増えてくるのではないかと心配しています。いったん遊休農地になると、なかなか解消というのは非常に難しいという面があります。私たち農業委員・推進委員の大きな業務の1つとして優良農地を確保していくことがあります。具体的に言うと、遊休農地を発生させないという取り組み、それが大きな業務になっています。ということで、ぜひ、先月お渡ししました皆さんの地区の農地台帳、その中で、どこに遊休農地があるか、遊休農地の予備軍、年間耕作をしていないような農地がここにあるというところをぜひ見つけて、台帳に情報として書き込んでいただきますとともに年間作付されていないような農地を見つけたときには、その農家を訪問していただきまして、貸し付けの意向があるときには、農地機構へ橋渡しをするなり、そういう遊休農地発生の防止策を講じていただきたいと思います。なんととっても現場活動がいちばん大切ですので、それだけを目的で回るのではなくて、いろんなことで地域内を回ってください。ときには、ぜひ農地台帳を運転席の横へ置いて、見つけたときには、そこを記録した

り、また、道を変えて巡回していただいたり、そういう日ごろの活動をしていただければ、ありがたいなと思っております。それからもう1つは、コロナウイルス流行の前は、推進委員も一緒に会議していたのですが、いま農業委員と推進委員と分けて会をしております。そういうことで、推進委員から見て農業委員をまだ知らない方、反対に農業委員から見て推進委員を顔が分からない方もいらっしゃるということも聞いております。一同に集まるということが非常に難しいです。ぜひ地域で地域会議というのを持っていただきまして、農業委員がリーダーとなって、農業委員1人に推進委員2人か3人いると思いますが、それでチームをつくっていただいて、これからの農業、地域の農業をどうするかというような議論と問題点の発掘とか意見交換とか、そういうことをやっていただきたい。誰が招集するかということになりますので、ぜひ農業委員がリーダーとなって、ご指導いただければ、ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは本題に入ります。座って、失礼します。今日は11時から市長に、その後、議長、副議長に意見書の提出があります。時間が限られておりますので、効率的な議事進行にご協力ください。本日の出席議員は16人全員出席していることを報告いたします。本日の議事録署名委員は7番の大口委員と8番の高吉委員にお願ひいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の農政に関する議題といたしまして、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、農林水産課より説明お願ひします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 農林水産課栗岡です。令和2年10月1日締切分の10月分丸亀農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更についてご報告いたします。資料を読み上げる関係上、座って失礼いたします。それではお手元の変更理由書（総括表）をご準備ください。ホッチキス止めの1枚目が変更等理由書、2枚目以降が位置図となっております。参考にしてください。それでは1ページ目をご覧ください。

番号10の1、郡家町・・・面積535.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号10の2、郡家町・・・面積148.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号10の3、綾歌町岡田上・・・面積1,000.00㎡のうち499.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号10の4、飯山町東小川・・・面積590.00㎡のうち450.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

以上10月分4件、合計1,632.00㎡の申し出となっております。変更区分・地域別の内訳は、2ページ裏面の表に表示しています。以上です。よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 説明は終わりました。この件について、ご質問等ありましたらお願ひします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特にありませんか。異議がないようですので、農業振興地域整備計画の変更については異議のないものいたします。どうも、ありがとうございました。その他の議題はありますか。

●事務局長(小西裕幸君) 特にありません。

●会長(松岡繁君) それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果について」、事務局から報告をいたします。

●事務局長(小西裕幸君) 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。総会次第の裏面を参考にご覧ください。飯山市民総合センター開催分は、9月28日(月)大林孝行委員で、市役所本庁開催分は、10月5日(月)尾野委員で、綾歌市民総合センター開催分は10月12日(月)松岡会長で、それぞれ9時から正午まで行い、本庁開催時に1件の相談がありました。本庁での案件は、農地の借り手の相談でした。これまで、農地機構や周辺の農家5、6人に声をかけるなど借り手を探してきましたが、すべて断られました。話では、水はけが悪く、雨が降ると水たまりができるので、麦とか野菜の作付けが難しく、断られてきたそうです。また、周辺が宅地のため、雑草の焼却も難しいそうです。焼却については、焼却でなく、枯らしてすき込む等の方法も提案しました。借り手につきましては、尾野委員からは地域の推進委員にも相談してくれることになっております。次に、次回の農家相談の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は、10月27日(火)谷本委員、市役所本庁開催分は11月5日(木)石井委員、綾歌市民総合センター開催分は11月10日(火)平池委員の担当でそれぞれ9時から正午までとなっております。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。

●会長(松岡繁君) ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特に、無いようです。その他の報告事項はありますか。

●事務局次長(大西良明君) それでは報告2、その他といたしまして、令和3年1月発行の「農業委員会だより」について、ご説明いたします。お手元にお配りしております、農業委員会だより令和3年1月発行の原稿という用紙をご覧ください。原稿用紙のマス目になったようなものです。毎年発行の農業委員会だよりについて、皆様もご覧になられたことがあると思いますが、農業委員、推進委員の改選があった年の次の農業委員会だよりについては、各委員の顔写真と自己紹介記事を掲載しております。次回発行分については、皆様の分を掲載したいと思います。それで、顔写真については、先日、撮影しております。今回、簡単な自己紹介とか意気込みとか決意について、お手元にお配りしております用紙に記入していただきたいと思います。来月の総会で用紙を回収いたしますので、よろしく願います。例を挙げます。厳しい農業環境の中

で農地利用の最適を進め、地域のお役に立てるにがんばりますとか、農業従事者の高齢化、後継者不足が進む中で、地元の遊休農地の解消に努めますとか、そういった例もありますが、過去のを参考にでも結構ですので、75文字以内で、記入をお願いします。それと、用紙に記名欄が設けられてなかったもので、提出時は隅の方にお名前を書いていただくように、よろしくお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは農業委員会だより掲載のあいさつ文につきましては期限までに提出をお願いします。その他にありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 本年度の農業委員会県外研修、それから農業委員会忘年会の中止について、報告いたします。農業委員会県外研修につきましては、これまで委員の皆様から、研修内容や研修日などの希望を伺って研修先を探し、だいたい11月初旬にバスで1日県外研修を行っておりました。また、農業委員会忘年会につきましては、毎年12月の総会を午後に行いまして、そのあと夕方6時から別会場で行っておりました。しかし本年度は皆さんもご存じのように、コロナウイルス感染防止ということもあり、役員会でも審議いたしまして、県外研修と忘年会は中止と考えています。以上です。

●会長（松岡繁君） 例年であれば、県外研修、また忘年会を推進委員も交えて、一堂に会してやっていたんですが、時節柄、開催が無理でありますので、本年度は中止といたします。そういうことで、貴重な交流の場でもありましたが、それができませんので、ごあいさつを申しあげましたように、各地区の少人数だったら、いろいろやり方もあろうかと思っておりますので、ぜひ、地域で取り組んでいただければと思っています。

●事務局長（小西裕幸君） 先ほど資料としてお渡ししております令和2年度市町農業委員・推進委員研修会開催要領をご覧ください。こちらですけれど、11月30日（月）午後1時半から綾歌町のアイレックスで農業委員・推進委員の研修会を行います。この研修は毎年この時期に行っている研修で、農業会議所や県農業会議から講師を招いて、農地行政の情勢や重点課題、今回につきましては三木町とまんのう町の農業委員会から取り組みの報告があります。県下の農業委員・推進委員がアイレックスに集まるようになります。大切な研修ですので、ご出席をお願いいたします。なお、事前に出欠の報告が必要ですので、どうしてもご都合の悪い方は、次回11月の総会までにご連絡ください。当日には先にお渡ししております業務必携をご持参ください。以上です。

●会長（松岡繁君） 研修会につきましては、本当に忙しい時期だとは思いますが、業務の1つだという位置づけで、ぜひ、ご出席をお願いします。8月から、農業委員会の業務内容について、説明の時間をとっていますけれども、後の予定がありますので、今月は省略いたします。農地に関する議案に移りたいと思いま

す。本日、提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題といたしまして、

議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」

議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」

議案第63号「非農地証明願について」

報告といたしまして、

報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」

報告第22号「許可後の取消願について」

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。座って説明いたします。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願いたします。議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は8件です。

1番、金倉町・・・面積95.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提示されています。

2番、川西町南・・・合計面積3,501.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成21年から23年にかけて、譲渡人が譲受人の父から購入し、所有していた農地をこのたび買い戻しによる所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提示されています。

3番、郡家町・・・合計面積35.82㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稲、野菜を作付けする計画が提出されています。

4番、垂水町・・・面積1,719.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権

移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2ページをお開きください。

5番、綾歌町岡田上・・・面積 193.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

6番、綾歌町岡田上・・・面積 1,406.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

7番、綾歌町岡田上・・・面積 509.00 m²【議案読み上げ】

この案件は譲渡人の所有する当該農地を、経営規模拡大を図る分家独立した譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で、水稻を作付けする計画が提出されています。

8番、飯山町上法軍寺・・・合計面積 4,497.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で、主に水稻を作付けする計画が提出されています。

以上8件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4項の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たしているものであり、農地法第3条第2項各号の禁止条項に該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から8番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議も無いようですので、本案件8件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは3ページを開きください。議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、川西町北・・・合計面積1,187.19㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地にアパート入居者用駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、郡家町・・・面積1,442.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に2階建て共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請のあった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から2番の各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、本案件2件は許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第60号「農地法第5条第1項の規定における許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは4ページをお開きください。議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は30件です。

1番、田村町・・・合計面積9,054.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、郡家町・・・合計面積2,920.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場等の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、郡家町・・・合計面積3,211.65㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされております。また農地法上、第2種農地に区分されますが計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページをお開きください。

4番、三条町・・・合計面積3,433.31㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、2階建て分譲住宅12棟の建築整備を図るものです。農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、飯野町東二・・・合計面積791.05㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場等の整備など敷地拡張を図るものですが、申請地の一部において、平成18年頃に農地を造成し、倉庫を建築するために壁を建てるなどしていましたが、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、倉庫等として利用するものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

6番、飯野町東二・・・合計面積4,651.84㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、敷地を拡張し駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、飯野町東二・・・合計面積3,949.84㎡【議案読み上げ】

申請地は平成20年頃、農作業の効率化のために納屋を建て、現在に至っております。譲受人が経営する会社に隣接しており、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、賃借権の権利設定を行い、引き続き倉庫として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、飯野町東二・・・合計面積592.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、昭和56年頃、既に進入路を造成し、また納屋を建築するなど、隣接する宅地と一体利用してい

ました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転を行い、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

9番、飯野町西分・・・合計面積6,762.76㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅23棟の建築整備を図るものです。申請地の一部は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、垂水町・・・面積520.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、土器町西三丁目・・・合計面積3,418.90㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅13棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページをお開きください。

12番、土器町西六丁目・・・合計面積2,078.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲7区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

13番、綾歌町岡田上・・・面積492.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14番、綾歌町岡田上・・・合計面積398.03㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成18年頃前居住者が、ブロック塀を設置するなど、宅地として利用していました。平成20年に譲受人が購入し現在までに至っており、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転を行い、引き続き宅

地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10ページをお開きください。

15番、綾歌町岡田上・・・合計面積377.14㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地の一部は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第1種農地に区分されますが、周辺農地への影響を考えると、申請地が最も影響が少なく適していると考えられます。また住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当するものと考えております。

16番、綾歌町岡田上・・・合計面積5,907.19㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成14年頃、譲渡人が相続により取得した農地で、譲受人が不足していた資材置場として借地し、現在まで至っています。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、賃借権の権利設定を行い、引き続き資材置場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11ページをお開きください。

17番、綾歌町岡田上・・・合計面積1,179.58㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場等の造成整備を図るものですが、申請地は、譲渡人の先代から農地を造成し、一部資材置き場として利用していて、現在に至っております。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き資材置場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。また、申請地の一部が農地法上、第1種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当するものと考えております。

18番、綾歌町岡田上・・・合計面積5,907.19㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場及び資材置き場の造成整備を図るものです。申請地の一部は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区

分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

19番、綾歌町栗熊東・・・面積786.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、農家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年6月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12ページをお開きください。

20番、綾歌町栗熊西・・・面積2,235.66㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、コンビニエンスストア1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

21番、綾歌町栗熊西・・・合計面積5,120.35㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

22番、綾歌町富熊・・・合計面積762.40㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13ページをお開きください。

23番、飯山町上法軍寺・・・面積174.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定により転用できるものと考えます。

24番、飯山町東小川・・・合計面積2,003.62㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成25年頃に事業用の用地が不足していたため、農地を造成し、車輛・資材置場として現在まで利用してきましたが、今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、賃借権の権利設定を行い、引き続き資材置場として利用するものです。申請地の一部は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できる

のと考えます。

25番、飯山町川原・・・合計面積7,383.08㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

26番、飯山町川原・・・合計面積1,453.65㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、進入路を整備し、宅地拡張を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

27番、飯山町川原・・・合計面積3,518.00㎡【議案読み上げ】

この案件は賃借権の権利設定を行い、駐車場等の造成整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

28番、飯山町東坂元・・・面積65.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

29番、飯山町東坂元・・・面積540.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

15ページをお開きください。

30番、飯山町東坂元・・・合計面積1,046.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、農業用倉庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上30件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適切であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題は無いものと考えております。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 2番ですが、申請地の隣に、細長い農地が残るようになりませんが、その幅ほど

れくらいですか。あまり細いと、耕作が難しく、耕作放棄地になる可能性があります。また、その左隣の農地と所有者は同じですか。

●事務局長(小西裕幸君) ただいまご質問のありました残される農地の幅と所有者についてお答えします。申請地の左横になります。こちらの方でいいますと、田がちょうど真ん中ぐらいで分かれていると思いますが、左横の・・・さんの横の田とあと、すぐ北側になります。細長い方は同じ方が所有しています。その左手の方、細い道との間は別の方が所有しています。それで、残される細長い幅につきましては、概算ですが、5m以上はあると思われまます。全部で残される方が190㎡になりますので、細長い形になります。

●会長(松岡繁君) 現地確認をしていると思いますが、確認に行ったときには、そういう観点も含めて、確認していただけたらと思います。横井委員は、現地確認でどう思いましたか。

●農業委員(横井英明君) 排水は独立していました。推進委員も一緒に行きましたが、残された農地が耕作放棄地になるとは思いませんでした。

●会長(松岡繁君) そうですか。以上のようなことですので、また、現地確認のときには、それぞれ近くをよく知った委員ですので、十分注意して、確認してください。他にありませんか。特に無いようですので、採決をいたします。議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から30番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようでありますので、本案件30件は許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。続きまして、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは、16ページをお開きください。議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第61号は16ページから62ページにかけて記載しています。これは「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものですが、農用地利用集積計画とは、利用権を設定して農地の貸し借りをを行うもの、それと農地機構を通して農地の貸し借りをを行うものを取りまとめたこのものです。利用権設定につきましては、16ページから45ページにかけて、農地機構を通したものは、46ページから62ページにかけて記載しています。この集積計画は、農業委員会の決定を受けて、市が公告することで、貸し借りの効力が発生するというものです。

申請件数は合わせて83件、筆数137筆、面積118,531.00㎡です。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」83件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（大西良明君） それでは63ページをお開きください。議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。この「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は現在の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新しい借受者の設定をするものです。このため、議案第61号の農用地利用集積計画のように貸付人から農地機構を通して借受人まで一括した議案とならないので、別議案としました。議案第62号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は、63ページに記載しているとおりで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として、異議のない旨回答いたします。続いて、議案第63号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それは64ページをお開きください。議案第63号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、綾歌町岡田上・・・面積4.54㎡【議案読み上げ】

申請地は平成元年度に農業水路の整備事業を実施しており、現在まで水路として利用されているものです。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要綱」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えております。ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対しご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、本案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。それでは報告事項に移ります。報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第22号「許可後

の取消願については」一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは65ページをお開きください。報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものです。報告は2件です。

1番、綾歌町岡田下・・・合計面積1,323.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年1月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、綾歌町富熊・・・合計面積966.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成22年8月23日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、66ページをお開きください。報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は3件です。

1番、中津町・・・面積310.00㎡【議案読み上げ】

この案件は農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

2番、三条町・・・面積816.00㎡【議案読み上げ】

この案件は農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、離作補償なく合意解約するものです。

67ページをお開きください。

3番、綾歌町栗熊東・・・面積640.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の解消のため、離作補償なく合意解約するものです。

続いて68ページをお開きください。報告第22号「許可申請の取消願について」です。報告は、1件です。

1番、川西町北・・・合計面積387.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成9年5月26日に農地法第5条第1項の規定により、使用貸借権の権利設定を行い、譲受人において分譲住宅2棟の建築整備を行う計画で転用の許可をいただきましたが、今後、譲渡人と新たな転用事業者が転用許可の申請を行う予定のため、農地法第5条の規定による許可申請の取消願を行うものです。以上、第20号から22号の報告をいたしました。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、以上で、10月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例農業委員会の開催日程についてお知らせします。来月は11月20日（金）午前9時30分から、本館2階第3会議室、こちらの会議室で開催いたします。次に、現地調査についてお知らせします。農地転用等の締切日が11月5日（木）になりますので、土日を含みまして、11月は、9日（月）に現地調査を行います。関係委員には6日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。なおこの後、皆さんは、この建物の3階にあります特別会議室に移っていただきまして、市長へ「令和3年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見書」を提出していただきます。その時に、一言ずつご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。その後、市議会議長にも、同じ意見書を提出しますが、そちらは、会長、副会長の3名で提出いたします。それでは、荷物の方をまとめていただきまして、3階特別会議室の方へ移動します。よろしく願いいたします。

(午前11時45分終了)